

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 鹿児島市教育委員会 】
令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>(1) 平成2年4月1日より鹿児島市立名山小学校に日本語教室を設置し、通級指導、訪問指導を実施している。主に、国語・算数(数学)の授業で取り出して、特別の教育課程を元に個別指導やグループ指導を行っている。</p> <p>(2) 日本語教室在籍校連絡会では、教育委員会、日本語教室担当職員、協力員、児童生徒在籍校担当者が参加し、情報共有を行っている。</p> <p>(3) 協力員2名を雇用し、日本語指導に協力してもらっている。教員免許取得の条件は課していない。</p>
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1) 日本語教室打合せ(年度当初1回)、日本語教室在籍校連絡会(年2回)の実施</p> <p>(2) 鹿児島市教育委員会が名山小学校に日本語教室を設置し、名山小学校に在籍している児童及び他校から通級している児童生徒に対して指導をしている。また、通級できない児童生徒に対しては、鹿児島市の雇用する協力員(非常勤講師)2人が訪問指導している。</p> <p>(3) 4月に「特別の教育課程」の編成と実施についての説明、7月に個別の指導計画に基づいた指導実践の共有を行っている。</p> <p>(4) 教育委員会のHPに実践の概要について公表している。</p> <p>(5) 高校受検に向けた学習補助や、高校受検について本人・保護者・在籍校・日本語教室・市教育委員会・県教育委員会との間で情報交換を行った。</p> <p>(7) 児童生徒は一人一台端末を活用し、必要に応じて翻訳アプリなどを使用している。職員はICTを活用して分かりやすい授業を工夫している。</p> <p>(10) 日本語指導協力員を2人配置し、通級指導や訪問指導、訪問指導の際の通訳・カウンセリング、教材作成の際の翻訳、連絡会等における連携、指導資料・教具の開発、教材や指導資料の送付などの業務を行っている。</p>
<p>3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1) 年度初めの打合せ会では、顔合わせや年間の流れ、予算等の確認をすることで、年間の見通しを立てることができた。また、前年度の反省から、改善すべき点等の共有をすることができた。</p> <p>連絡会では、特別の教育課程や指導の方向性、児童生徒の家庭状況等について確認することで、悩みを共有したり、困り感を少しでも減らしたりすることができた。</p> <p>中学生の高校受検や教員側の負担増、不登校気味の外国人児童生徒への対応といった課題が判明した。</p> <p>(2) 年々増加傾向にある日本語教室在籍校児童生徒に対して、通級指導のみならず訪問指導の機会を提供することができた。不登校生徒が予定していた指導を受けられないことがあり、十分な日本語指導ができなかった。また、そのような際に、指導者に報酬を与えることができなかった。</p> <p>(3) 「特別の教育課程」実施のためのカリキュラム・マネジメントについてある程度理解し、指導者及び支</p>

援者の役割を明確にした個別の指導計画を立案できた。課題としては、初めて担当する在籍校の担当者は、短時間での理解が困難であるということ、担当者の代理で管理職等が出席する際、その後の引継がなされたかどうか懸念されるという課題がある。

- (4) HPで公表することにより、様々な問合せがあった。課題としては、日本語教室を設置していない地方公共団体からの問合せや資料提供依頼などへの対応で、担当業務が逼迫するという課題がある。
- (5) 教科学習の補強をすることで、生徒の学習理解を促したり、受検内容等について情報提供したりすることができた。高校生活に適応できず、進学後に退学を余儀なくされたり、進学できずにアルバイトを余儀なくされたりするケースがある。
- (7) 日本語がほとんど分からない児童生徒に対して翻訳アプリ等活用したり、その他のICT機器を活用したりすることで児童生徒の授業の理解度が上がった。一方で、通級指導の際は、県費による加配職員3人は公用に配付されたICT端末を使用することができるが、訪問指導の際に市の協力員2人が公用のICT端末を使用することができないという課題がある。
- (10) 指導・支援を行うことで、当該児童生徒が、日本語の習得の手助けとなり、在籍校での学習・生活に適応できるようになった。一方で、日本語指導が必要な児童生徒数が増加し、時間割の調整等が困難になってきている。また、不登校生徒の場合、直前まで指導に参加できるかどうかの判断ができない場合があり、指導ができない場合は指導員に報酬を払うことができなかった。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	0人 (園)	18人 (5校)	6人 (6校)	0人 (校)	0人 (校)	0人 (校)	0人 (校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		18人 (5校)	6人 (6校)	0人 (校)	0人 (校)	0人 (校)	0人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

今後は、県の高校教育課や義務教育課との情報共有や、日本語教室と在籍校と教育委員会がさらに連携を深め、外国人児童生徒やその保護者、また、指導者側が孤立しないような体制を維持することに留意したい。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。